

球磨村分別収集計画

令和4年6月21日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の概ねを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装は廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	26.203t	24.461t	22.834t	21.316t	19.898t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により、住民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。また、球磨村廃棄物減量推進によるリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・買い物袋の持参の徹底

繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバック)の持参の徹底等の啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、球磨村が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製容器	0.060t		0.056t		0.052t		0.049t		0.046t	
主としてアルミ製の容器	0.959t		0.895t		0.836t		0.780t		0.728t	
無色のガラス製容器	0.217t		0.203t		0.190t		0.177t		0.165t	
	(引渡) 0.217t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.203t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.190t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.177t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.165t	(独自処理) 0.000t
茶色のガラス製容器	7.659t		7.150t		6.674t		6.231t		5.816t	
	(引渡) 7.659t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 7.150t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 6.674t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 6.231t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 5.816t	(独自処理) 0.000t
その他のガラス製容器	0.000t		0.000t		0.000t		0.000t		0.000t	
	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.000t		0.000t		0.000t		0.000t		0.000t	
主として段ボール製容器	10.031t		9.364t		8.741t		8.160t		7.617t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0.000t		0.000t		0.000t		0.000t		0.000t	
	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	7.277t		6.793t		6.341t		5.919t		5.526t	
	(引渡) 7.277t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 6.793t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 6.341t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 5.919t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 5.526t	(独自処理) 0.000t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	0.000t		0.000t		0.000t		0.000t		0.000t	
	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t
（うち白色トレイ）	0.000t		0.000t		0.000t		0.000t		0.000t	
	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t	(引渡) 0.000t	(独自処理) 0.000t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第8項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
2,910人 (対前年比) 93.35%	2,716人 (対前年比) 93.35%	2,535人 (対前年比) 93.35%	2,366人 (対前年比) 93.35%	2,209人 (対前年比) 93.35%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、缶・ガラスびんについては、人吉球磨広域行政組合の人吉球磨クリーンプラザで選別、圧縮・保管するものとする。